

「国税徴収法基本通達」新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
引用の法令番号一覧表			引用の法令番号一覧表		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
い	(省略)	(省略)	い	(同左)	(同左)
	意匠法	昭和 34 年法律第 125 号	(同左)	(同左)	(同左)
す	<u>一般社団法人及び一般財団</u>	<u>平成 18 年号外法律第 48 号</u>	(新設)	(新設)	(新設)
	<u>法人に関する法律</u>		(同左)	(同左)	(同左)
す	(省略)	(省略)	す	(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
の	(削除)	(削除)		<u>水産業共済組合法施行規則</u>	<u>昭和 58 年農林水産省令第</u>
	(省略)	(省略)	の	(同左)	<u>45 号</u>
の	(削除)	(削除)	(同左)	<u>農業協同組合及び農業協同</u>	<u>昭和 33 年農林省令第 7 号</u>
	(省略)	(省略)	(同左)	<u>組合連合会の行う共済事業</u>	
ほ	(省略)	(省略)	ほ	<u>に関する省令</u>	(同左)
	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
ほ	保険業法	平成 7 年法律第 105 号	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>保険法</u>	<u>平成 20 年法律第 56 号</u>	(新設)	(新設)	(新設)
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
主要省略用語一覧表			主要省略用語一覧表		
[備考]			[備考]		
1 この一覧表は、この通達において省略された用語を取りまとめたものである。			1 (同左)		

改正後				改正前			
2 「条項」の条項は、当該省略用語が規定されている条項であり、その左方に、○印を付したものはその条関係だけで省略したことを表示したものである。				2 (同左)			
索引	省略用語	条 項	省略された用語	索引	省略用語	条 項	省略された用語
か	買受希望者	第 91 条関係 1	買受けを希望する者	か	(新設)	(新設)	(新設)
	買受申込者	第 94 条関係 4	競り売りに係る買受申込みをしようとする者		(同左)	(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
き	期日入札	第 94 条関係 3 の(1)	1 日のうち入札期間内において入札書の提出を行わせた後、同日中に開札を行う入札	き	(同左)	(同左)	(同左)
	基準価額	○第 98 条関係 1	公売財産の時価に相当する価額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額。）			(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
く	(削除)	(削除)	(削除)	く	組合員等	○第 53 条関係 13	火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)
	公売期日等	第 111 条関係 1	公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却する日			(同左)	(同左)
	公売特殊性減価	○第 98 条関係 1	公売の特殊性を考慮した減価		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
し	私債権	○第 26 条関係 1	国税、地方税及び公課以外の債権	し	(同左)	(同左)	(同左)

改正後				改正前			
の	市場性減価	第 98 条関係 1	公売財産の種類、性質など により市場性が劣ること等による固有の減価	の	(新設)	(新設)	(新設)
	(省略) 農地等 (省略)	(省略) 第 68 条関係 8 (省略)	(省略) 農地又は採草放牧地 (省略)		(同左) 農地等 (同左)	(同左) ○第 68 条関係 8 (同左)	(同左) 農地又は採草放牧地 (同左)

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>(民法等との関係)</p> <p>6 法第 14 条又は地方税法第 14 条の 8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用を受ける国税又は地方税が 2 以上ある場合におけるその国税又は地方税の優先順位は、それぞれの担保権の順位によるものとする (民法第 373 条等)。</p> <p>(注) 抵当権により担保される国税と他の国税又は地方税との関係においては、被担保債権となる利息等の範囲を規定する民法第 375 条《抵当権の被担保債権の範囲》の適用はないことに留意する (第 82 条関係 4 の(2)参照)。</p> <p>先順位の担保権との関係</p> <p>(担保財産が納税者に帰属する場合)</p> <p>8 国税につき徴している納税者に帰属する担保財産 (国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法第 17 条、第 23 条第 3 項参照) を通則法第 52 条《担保の処分》の規定による滞納処分の例により換価した場合において、その担保財産に先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記 (法第 23 条第 1 項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。) がされているときは、その被担保債権は国税の法定納期限等 (法第 15 条第 1 項参照) 後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</p> <p>なお、その担保財産につき、他の国税又は地方税の滞納処分による差押え、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続が開始された場合には、執行機関に対して交付要求を行うこととし (第 82 条関係 4 の(2)参照)、この場合における先順位の担保権との関係については、上記の場合と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p>	<p style="text-align: center;">第 14 条関係 担保を徴した国税の優先</p> <p>(民法等との関係)</p> <p>6 法第 14 条又は地方税法第 14 条の 8《担保を徴した地方税の優先》の規定の適用を受ける国税又は地方税が 2 以上ある場合におけるその国税又は地方税の優先順位は、それぞれの担保権の順位によるものとする (民法第 373 条等)。</p> <p>(注) 抵当権により担保される国税と他の国税との関係においては、被担保債権となる利息等の範囲を規定する民法第 375 条《抵当権の被担保債権の範囲》の適用はないことに留意する (第 82 条関係 4 の(2)参照)。</p> <p>先順位の担保権との関係</p> <p>(担保財産が納税者に帰属する場合)</p> <p>8 国税につき徴している納税者に帰属する担保財産 (国税のための担保権の設定時において第三者に帰属していたものを除く。法第 17 条、第 23 条第 3 項参照) を通則法第 52 条《担保の処分》の規定による滞納処分の例により換価した場合において、その担保財産に先順位の質権若しくは抵当権が設定されているとき又は担保のための仮登記 (法第 23 条第 1 項に規定する担保のための仮登記をいう。以下同じ。) がされているときは、その被担保債権は国税の法定納期限等 (法第 15 条第 1 項参照) 後に設定又は登記されたものに限り、国税に劣後する。</p> <p>なお、その担保財産につき、他の国税又は地方税の滞納処分による差押え、強制執行、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続が開始された場合には、執行機関に対して交付要求を行うこととし (第 82 条関係 3 の(2)参照)、この場合における先順位の担保権との関係については、上記の場合と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第 34 条関係 清算人等の第二次納税義務</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(法人が解散した場合)</p> <p>1 法第34条第1項の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなし解散となったとき等をいう（会社法第471条、第472条、第641条、第824条、第833条、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条</u>、中小企業等協同組合法第62条、第82条の13、第106条第4項、宗教法人法第43条第1項、第2項、第81条第1項、会社更生法第178条、第218条等）。ただし、会社法第921条《吸収合併の登記》、第922条《新設合併の登記》、第919条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法人が解散した場合」には含まれない。</p> <p>なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。</p> <p>(注)1・2 (省略)</p>	<p>(法人が解散した場合)</p> <p>1 法第34条第1項の「法人が解散した場合」とは、株主総会その他これに準ずる総会等で解散の日を定めたときはその日が経過したとき、解散の日を定めなかったときは解散決議をしたとき、解散事由の発生により解散したときはその事由が発生したとき、裁判所の命令又は裁判により解散したときはその命令又は裁判が確定したとき、主務大臣の命令により解散したときはその命令が効力を生じたとき、休眠会社がみなし解散となったとき等をいう（<u>民法第68条</u>、会社法第471条、第472条、第641条、第824条、第833条、中小企業等協同組合法第62条、第82条の13、第106条第4項、宗教法人法第43条第1項、第2項、第81条第1項、会社更生法第178条、第218条等）。ただし、会社法第921条《吸収合併の登記》、第922条《新設合併の登記》、第919条《持分会社の種類の変更の登記》等の規定による解散の登記をしたときは、清算手続が行われないので、「法人が解散した場合」には含まれない。</p> <p>なお、上記の解散は、その登記の有無を問わない。</p> <p>(注)1・2 (同左)</p>
<p>(分配又は引渡し)</p> <p>3 法第34条第1項の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を社員、株主、組合員、会員等（以下第34条関係において「社員等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（会社法第504条、第505条、第666条等）、「引渡し」とは、法人が清算する場合において、残余財産を<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第239条</u>《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（宗教法人法第50条、医療法第56条等）。</p> <p>なお、上記の「分配」又は「引渡し」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡し（以下第34条関係において「分配等」という。）も含まれる（昭和47.9.18東京地判参照）。</p> <p>(会社法第499条等との関係)</p>	<p>(分配又は引渡し)</p> <p>3 法第34条第1項の「分配」とは、法人が清算する場合において、残余財産を社員、株主、組合員、会員等（以下第34条関係において「社員等」という。）に、原則としてその出資額に応じて分配することをいい（会社法第504条、第505条、第666条等）、「引渡し」とは、法人が清算する場合において、残余財産を<u>民法第72条</u>《残余財産の帰属》等の規定により処分することをいう（宗教法人法第50条、医療法第56条等）。</p> <p>なお、上記の「分配」又は「引渡し」は、法人が解散した後に行ったものに限らず、解散を前提にそれ以前に行った分配又は引渡し（以下第34条関係において「分配等」という。）も含まれる（昭和47.9.18東京地判参照）。</p> <p>(会社法第499条との関係)</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>12 会社法第 499 条（中小企業等協同組合法第 69 条、信用金庫法第 63 条等において準用する場合を含む。）及び第 660 条《債権者に対する公告等》の規定は、国税については適用されない（明治 38.10.11 行判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>（第三者に利益を与える処分）</p> <p>5 法第 39 条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果（滞納者の身分上の一身専属権である権利の行使又は不行使の結果によるものを除く。）、第三者に利益を与えることとなる処分をいい、例えば、地上権、抵当権、賃借権等の設定処分、遺産分割協議（平成 21.12.10 最高判参照）がある。この場合において、地上権等の設定により受けた反対給付（例えば、権利金、礼金等）があるときは、それが法第 39 条の「対価」に当たる。</p> <p style="text-align: center;">第 47 条関係 差押えの要件</p> <p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず（法第 159 条第 4 項、通則法第 38 条第 4 項）、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない（法第 151 条第 2 項、通則法第 105 条第 3 項、第 6 項）。</p> <p>(1) 納税の猶予をしている場合（通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条、会社更生法第 169 条第 1 項）又は徴収の猶予<u>をしている場合</u>（通則法第 23 条第 5 項、第 105 条第 2 項、第 6 項、所得税法第 118 条、相続税法第 40 条第 1 項、第 42 条第 29 項、資産再評価法第 87 条第 5 項、会社更生法第 169 条第 1 項等） その猶予に係る国税に</p>	<p>12 会社法第 499 条《<u>債権者に対する催告等</u>》（中小企業等協同組合法第 69 条、信用金庫法第 64 条等において準用する場合を含む。）の規定は、国税については適用されない（明治 38.10.11 行判参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 39 条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p>（第三者に利益を与える処分）</p> <p>5 法第 39 条の「その他第三者に利益を与える処分」とは、譲渡、債務の免除以外の処分のうち、滞納者の積極財産の減少の結果（滞納者の身分上の一身専属権である権利の行使又は不行使の結果によるものを除く。）、第三者に利益を与えることとなる処分をいい、例えば、地上権、抵当権、賃借権等の設定処分、遺産分割協議（平成 20.2.27 東京高判参照）がある。この場合において、地上権等の設定により受けた反対給付（例えば、権利金、礼金等）があるときは、それが法第 39 条の「対価」に当たる。</p> <p style="text-align: center;">第 47 条関係 差押えの要件</p> <p>差押えができない場合</p> <p>16 次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は、新たな差押えをすることができない。</p> <p>なお、納税者が、保全差押金額又は繰上保全金額に相当する担保を提供して、保全差押え等をしないことを求めたときは差押えをすることができず（法第 159 条第 4 項、通則法第 38 条第 4 項）、また、換価の猶予に伴い差押えを猶予した場合又は不服申立てに伴い差押えを猶予した場合には差押えをすることができない（法第 151 条第 2 項、通則法第 105 条第 3 項、第 6 項）。</p> <p>(1) 納税の猶予をしている場合（通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条、会社更生法第 169 条第 1 項）又は徴収の猶予（通則法第 23 条第 5 項、第 105 条第 2 項、第 6 項、所得税法第 118 条、相続税法第 40 条第 1 項、第 42 条第 29 項、資産再評価法第 87 条第 5 項、会社更生法第 169 条第 1 項等） その猶予に係る国税につきその猶予期</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>つきその猶予期間 (2)～(7) (省略)</p> <p>(効力の制限)</p> <p>53 差押えによる法律上又は事実上の処分の禁止は、国、地方公共団体等の土地収用法等の規定に基づく土地収用、没収（刑法第 19 条等）等の処分を妨げるものでなく、かつ、これらの処分があったときは、差押えの効力は失われる。</p> <p>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>損害保険 (意義)</p> <p>1 法第 53 条第 1 項の「損害保険」とは、当事者の一方（保険者）が偶然な一定の事故（以下第 53 条関係において「保険事故」という。）によって差押財産について生ずることがあるかもしれない損害をてん補することを約し、相手方（保険契約者）が保険者に対して<u>その保険事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約に関する保険をいう（保険法第 2 条第 1 号、第 6 号参照）</u>。これらの保険には、例えば、火災保険、運送保険及び海上保険（<u>商法第 3 編第 6 章</u>）のほか、物についての盗難保険、ガラス保険、自動車保険、航空保険、ボイラー・ターボセット保険、風水害保険、動産総合保険等及び債権についての信用保険、抵当保険、有価証券保険がある。</p> <p>(注)1 当事者の意思によらない損害保険契約の終了 損害保険契約の終了については、当事者の意思による場合とよらない場合とがあるが、次に掲げる場合には、当事者の意思表示を待たず当然に終了する。</p> <p>(1) 保険期間の満了の場合 保険者は保険期間中に起こった保険事故による損害をてん補するものであるから、保険事故の発生を見ずに保険期間が満了したときは、<u>損害保険契約は原則として消滅する</u>。ただし、<u>損害保険契約の継続</u>について、特別</p>	<p>間 (2)～(7) (同左)</p> <p>(効力の制限)</p> <p>53 差押えによる法律上又は事実上の処分の禁止は、国、地方公共団体等の土地収用法、<u>農地法等の規定に基づく土地収用、農地買収（未墾地等の買収に限る。）</u>、没収（刑法第 19 条等）等の処分を妨げるものでなく、かつ、これらの処分があったときは、差押えの効力は失われる。</p> <p>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p> <p>損害保険 (意義)</p> <p>1 法第 53 条第 1 項の「損害保険」とは、当事者の一方（保険者）が偶然な一定の事故（以下第 53 条関係において「保険事故」という。）によって差押財産について生ずることがあるかもしれない損害をてん補することを約し、相手方（保険契約者）が保険者に対して<u>報酬（保険料）を支払うことを約する契約に関する保険をいう（商法第 629 条参照）</u>。これらの保険には、例えば、<u>商法に規定する</u>火災保険、運送保険及び海上保険のほか、物についての盗難保険、ガラス保険、自動車保険、航空保険、ボイラー・ターボセット保険、風水害保険、動産総合保険等及び債権についての信用保険、抵当保険、有価証券保険がある。</p> <p>(注)1 当事者の意思によらない損害保険契約の終了 損害保険契約の終了については、当事者の意思による場合とよらない場合とがあるが、次に掲げる場合には、当事者の意思表示を待たず当然に終了する。</p> <p>(1) 保険期間の満了の場合 保険者は保険期間中に起こった保険事故による損害をてん補するものであるから、保険事故の発生を見ずに保険期間が満了したときは、<u>保険契約は原則として消滅する</u>。ただし、<u>保険契約の継続</u>について、特別の定めを</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>の定めをしているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 被保険利益の消滅の場合 損害保険契約は、損害のてん補を目的とするから被保険利益の存在を前提とする。したがって、保険者の負担すべき保険事故以外の理由により保険の目的の全部又は一部が滅失し、被保険利益の全部又は一部が消滅した場合（危険が消滅した場合を含む。）には、その部分についての<u>損害保険契約は効力を失う。</u></p> <p>（削除）</p> <p>(3) 保険者の破産の後 3 月を経過した場合 保険者に破産手続開始の決定があったときは、保険契約者はその契約を解除することができるが（<u>保険法第 96 条第 1 項、破産法第 53 条</u>）、保険契約者が<u>保険法第 96 条第 1 項《保険者の破産》</u>の規定による解除をしない場合において、破産手続開始の決定の<u>日から 3 月を経過したときは、その損害保険契約は当然にその効力を失う（同条第 2 項）。</u></p> <p>2 当事者の意思による損害保険契約の終了</p> <p>損害保険契約は、次に掲げる場合には、契約当事者の意思によって終了させることができる。</p> <p>(1) 保険契約者による任意解除の場合 保険契約者は<u>いつでも損害保険契約を解除することができる（保険法第 27 条）。</u><u>ただし、当事者がこれと異なる特約をしている場合には、この限りでない。</u></p> <p>(2) 保険者の破産の場合における保険契約者による解除の場合 保険者に破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は将来に向かって<u>損害保険契約を解除することができる（保険法第 96 条第 1 項、第 31 条第 1 項、破産法第 53 条）。</u></p> <p>(3) 告知義務違反の場合における保険者による解除の場合 保険契約者が、告知義務に違反した場合には、保険者は、一定の要件の下に、<u>将来に向かって損害保険契</u></p>	<p>しているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 被保険利益の消滅の場合 損害保険契約は、損害のてん補を目的とするから被保険利益の存在を前提とする。したがって、保険者の負担すべき保険事故以外の理由により保険の目的の全部又は一部が滅失し、被保険利益の全部又は一部が消滅した場合（危険が消滅した場合を含む。）には、その部分についての<u>保険契約は効力を失う。</u></p> <p>(3) <u>危険の著しい変更又は増加の場合 保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき理由により著しく変更又は増加したときは、その契約は当然に効力を失う（商法第 656 条）。</u></p> <p><u>なお、危険の変更又は増加とは、保険期間中における危険に関する事情の変更で、契約当時に予定された以上に危険発生の可能性が増加することをいう。</u></p> <p>(4) 保険者の破産の後 3 月を経過した場合 保険者に破産手続開始の決定があったときは、保険契約者はその契約を解除することができるが（<u>商法第 651 条第 1 項、破産法第 53 条</u>）、保険契約者が<u>商法第 651 条第 1 項《保険者の破産》</u>の規定による解除をしない場合において、破産手続開始の決定の<u>後 3 月を経過したときは、その保険契約は当然にその効力を失う（同条第 2 項）。</u></p> <p>2 当事者の意思による損害保険契約の終了</p> <p>損害保険契約は、次に掲げる場合には、契約当事者の意思によって終了させることができる。</p> <p>(1) <u>保険者の責任開始前（商法第 649 条第 2 項第 6 号参照）</u>における保険契約者による任意解除の場合 保険者の責任が始まる前においては、<u>保険契約者は自由に保険契約の全部又は一部を解除することができる（商法第 653 条）。</u></p> <p>(2) 保険者の破産の場合における保険契約者による解除の場合 保険者に破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は将来に向かって<u>契約を解除することができる（商法第 651 条第 1 項、破産法第 53 条）。</u></p> <p>(3) 告知義務違反の場合における保険者による解除の場合 保険契約者が、告知義務に違反した場合には、保険者は、一定の要件（<u>商法第 644 条第 1 項ただし書、</u></p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>約を解除することができる（<u>保険法第4条、第28条、第31条第1項</u>）。</p> <p>(4) <u>危険増加の場合における保険者による解除の場合</u> 保険者は、<u>損害保険契約の締結後に危険増加が生じた場合において、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく危険増加に係る告知事項についてその内容に変更が生じた旨の通知をしなかったときには、将来に向かって損害保険契約を解除することができる（保険法第29条第1項、第31条第1項）。</u> <u>なお、危険増加とは、損害保険契約の締結後に告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう（保険法第29条第1項）。</u></p> <p>(5) <u>重大事由がある場合における保険者による解除の場合</u> 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、<u>損害保険契約を解除することができる（保険法第30条）。</u> <u>イ 保険契約者又は被保険者が、保険者に損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。</u> <u>ロ 被保険者が、損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。</u> <u>ハ 保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、損害保険契約の存続を困難とする重大な事由があること。</u></p> <p>(6) <u>保険約款の規定による解除の場合</u> 保険約款に一定の要件があり、その契約を解除することができる旨の定めがある場合において、その要件に該当するときは、その<u>損害保険契約を解除することができる。</u></p> <p>(損害保険契約の終了又は無効と差押えの効力)</p> <p>2 <u>差押財産に係る損害保険契約が終了した場合（1の(注)1及び(注)2参照）又は損害保険契約の全部若しくは一部が無効である場合には、その差押えの効力は、その終了又は無効であることにより生ずる保険料等の返還を受ける権利（保険法第32条参照）には及ばない。したがって、この返還請求権は、別個の債権として差し押さえる必要がある。</u></p>	<p><u>第2項、第645条参照）の下にその契約を解除することができる（同法第644条第1項本文）。</u></p> <p>(4) <u>危険の著しい変更又は増加の場合における保険者による解除の場合</u> 保険者は、<u>保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない理由によって著しく変更又は増加した場合には、将来に向かってその契約を解除することができる（商法第657条第1項）。</u> <u>なお、危険の変更又は増加については、(注)1の(3)と同様である。</u></p> <p>(5) <u>保険者による失効宣言の場合</u> 保険期間中に危険が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない理由によって著しく変更又は増加した場合において、<u>これを知った保険契約者又は被保険者が遅滞なくこれを保険者に通知することを怠ったときは、保険者は危険の変更又は増加の時から契約がその効力を失ったものとみなすことができる（商法第657条第2項）。</u> <u>なお、危険の変更又は増加については、(注)1の(3)と同様である。</u></p> <p>(6) <u>保険約款の規定による解除の場合</u> 保険約款に一定の要件があり、その契約を解除することができる旨の定めがある場合において、その要件に該当するときは、その<u>保険契約を解除することができる。</u></p> <p>(保険契約の終了又は無効と差押えの効力)</p> <p>2 <u>差押財産に係る損害保険契約が終了した場合（1の(注)1及び(注)2参照）又は保険契約の全部若しくは一部が無効である場合には、その差押えの効力は、その終了又は無効であることにより生ずる保険料等の返還を受ける権利（商法第643条、第654条等参照）には及ばない。したがって、この返還請求権は、別個の債権として差し押さえる必要がある。</u></p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>火災共済協同組合の火災共済 (火災共済の意義)</p> <p>3 法第 53 条第 1 項の「中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号 (火災共済協同組合の火災共済事業) に規定する共済」とは、火災共済協同組合員が火災又は落雷等の偶然な事故によりその所有財産等について受けた損害をてん補するために、その火災共済組合が行う共済をいう。</p> <p>(注) 火災共済協同組合が締結する火災共済契約についても、<u>保険法の規定が適用されるので、共済契約の終了等については、1 の(注)及び 2 に準ずる (同法第 1 条、第 2 条第 1 号)。</u></p> <p>(これに類する共済)</p> <p>4 法第 53 条第 1 項の「その他法律の規定による共済でこれに類するもの」には、次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 農業協同組合法の規定による共済 (同法第 10 条第 1 項第 10 号、第 11 条の 7 参照)</p> <p>(2) 水産業協同組合法の規定による共済 (同法第 11 条第 1 項第 11 号、第 15 条の 2、第 93 条第 1 項第 6 号の 2、第 96 条第 1 項、第 100 条の 2 第 1 項第 1 号、<u>第 100 条の 8 第 1 項参照</u>)</p> <p>(3) 消費生活協同組合法の規定による共済 (同法第 10 条第 1 項第 4 号、第 26 条の 3 参照)</p>	<p>火災共済協同組合の火災共済 (火災共済の意義)</p> <p>3 法第 53 条第 1 項の「中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号 (火災共済協同組合の火災共済事業) に規定する共済」とは、火災共済協同組合員が火災又は落雷等の偶然な事故によりその所有財産等について受けた損害をてん補するために、その火災共済組合が行う共済をいう。</p> <p>(注)1 <u>共済金額の制限</u> 共済金額については、<u>中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 3 《共済金額の制限》の規定により、共済契約者 1 人につき共済金額の総額の制限がある。</u></p> <p>2 <u>商法等の準用</u> 火災共済協同組合が締結する火災共済契約については、<u>商法第 2 編第 10 章第 1 節第 1 款 (同法第 650 条第 1 項及び第 664 条を除く。)</u>《損害保険の総則》及び第 2 款《<u>火災保険</u>》の規定が適用されるので、共済契約の終了等については、1 の(注)及び 2 に準ずる (<u>中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 5</u>)。</p> <p>(これに類する共済)</p> <p>4 法第 53 条第 1 項の「その他法律の規定による共済でこれに類するもの」には、次に掲げるものがある。</p> <p>(1) 農業協同組合法の規定による共済 (同法第 10 条第 1 項第 10 号、第 11 条の 7、<u>農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令参照</u>)</p> <p>(2) 水産業協同組合法の規定による共済 (同法第 11 条第 1 項第 11 号、第 15 条の 2、第 93 条第 1 項第 6 号の 2、第 96 条第 1 項、第 100 条の 2 第 1 項第 1 号、<u>第 100 条の 6 第 1 項、水産業協同組合法施行規則参照</u>)</p> <p>(3) 消費生活協同組合法の規定による共済 (同法第 10 条第 1 項第 4 号、第 26 条の 3 参照)</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>保険等の目的 (目的)</p> <p>5 <u>法第 53 条第 1 項の「差押財産が損害保険に附され、又は共済の目的となっているとき」とは、差し押さえた財産が保険事故によって損害が生ずることのある物として、損害保険契約で定めるものとなっているときをいい、例えば、差し押さえた建物が火災保険契約の目的物となっているときをいう (保険法第 6 条第 1 項第 7 号参照)。</u></p> <p>(注) <u>損害保険契約の目的とは、被保険利益のことをいう (保険法第 3 条参照)。</u></p> <p>保険金又は共済金 (保険金)</p> <p>7 法第 53 条の「保険金」とは、保険事故が発生したことにより<u>損害保険契約に基づく保険価額及び保険金額の範囲内で、実際に生じた損害額につき、被保険者が保険者から損害のてん補として受ける金銭をいう。</u></p> <p>なお、普通保険約款で、現品の交付、修繕その他の方法によるてん補も定めることができる (<u>保険法第 2 条第 1 号参照</u>)。</p> <p>(注)1 保険価額とは、<u>損害保険契約の目的物の評価額をいい、保険金額とは、保険者が、保険事故による損害の発生の際にてん補すべき金額の最高限度額で契約締結時に保険者と保険契約者の間で約定されるものをいう (保険法第 9 条、第 6 条第 1 項第 6 号参照)。</u></p> <p>2 <u>損害保険契約の締結の時ににおいて保険金額が保険価額を超えていたことにつき保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その超過部分について、損害保険契約を取り消すことができる (保険法第 9 条)。</u></p> <p>3 <u>損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなっている場合においても、保険者は、てん補損害額の全額について、保険給付を行う義務を負っている (保険法第 20 条第 1 項)。</u>また、2 以上の損害保</p>	<p>保険等の目的 (目的)</p> <p>5 保険又は共済の目的とは、<u>保険契約又は共済契約の対象とされているものをいい、例えば、建物の火災保険の場合は、その建物をいう (商法第 641 条、第 649 条、第 650 条等参照)。</u></p> <p>(注) 保険契約の目的とは、被保険利益のことをいう (<u>商法第 630 条、第 631 条参照</u>)。</p> <p>保険金又は共済金 (保険金)</p> <p>7 法第 53 条の「保険金」とは、保険事故が発生したことにより保険契約に基づく保険価額及び保険金額の範囲内で、実際に生じた損害額につき、被保険者が保険者から損害のてん補として受ける金銭をいう。</p> <p>なお、普通保険約款で、現品の交付、修繕その他の方法によるてん補も定めることができる。</p> <p>(注)1 保険価額とは、保険契約の目的の評価額をいい、保険金額とは、保険者が、保険事故による損害の発生の際にてん補すべき金額の最高限度額で契約締結時に保険者と保険契約者の間で約定されるものをいう。</p> <p>2 <u>約定保険金額が保険価額を超える場合又は数人の保険者との間に、保険事故、被保険者及び被保険利益が同一で保険期間を共通にする数個の保険契約が存在し、しかもその各契約の保険金額の合計が保険価額を超過する場合には、保険価額を超える部分の保険金額については、その支払を受けることができない (商法第 631 条、第 632 条第 1 項参照)。</u></p> <p>(新設)</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>険契約の各保険者が行うべき保険金額の合計額がてん補損害額を超える場合において、保険者の1人から保険給付を受けた被保険者は、いまだ保険給付を受けていない損害の限度で他の保険者から保険給付を受けることができる（同法第2条第6号参照）。</u></p> <p>（差押え後に差押財産が保険に付された場合等）</p> <p>10 差押え後にその差押財産が<u>保険に付され、又は共済の目的となった場合</u>における差押えの効力は、次のとおりである。</p> <p>(1) 差押え後にその差押財産が<u>保険に付され、又は共済の目的となった場合には</u>、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、このためには、<u>保険に付され、又は共済の目的となった財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者</u>に通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（法第53条第1項ただし書）。</p> <p>(2) 差押え後にその差押財産が譲渡され、その後新たに<u>保険に付され、又は共済の目的となった場合には</u>、差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ばない。</p> <p>（保険に付された財産の譲渡と差押えの効力）</p> <p>11 保険に付された財産を差し押さえ、法第53条第1項ただし書の通知をした後にその差押財産が譲渡された場合において、<u>特約によりその財産に付された損害保険契約に係る権利が譲渡されたとしても、その権利の譲渡は差押えに対抗することができない。</u></p> <p><u>（注） 保険に付された財産が、相続又は会社の合併若しくは分割による包括承継があった場合には、損害保険契約に係る権利も包括承継の対象となるため、差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p>	<p>（差押え後に差押財産が<u>保険等に付された場合</u>）</p> <p>10 差押え後にその差押財産が<u>保険又は共済に付された場合</u>における差押えの効力は、次のとおりである。</p> <p>(1) 差押え後にその差押財産が<u>保険又は共済に付された場合には</u>、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、このためには、<u>保険又は共済に付された財産を差し押さえた旨を保険者又は共済事業者</u>に通知しなければ、その差押えをもってこれらの者に対抗することができない（法第53条第1項ただし書）。</p> <p>(2) 差押え後にその差押財産が譲渡され、その後新たに<u>保険又は共済に付された場合には</u>、差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ばない。</p> <p>（保険に付された財産の譲渡と差押えの効力）</p> <p>11 <u>保険に付された財産が譲渡された場合における差押えの効力は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 保険に付された財産が譲渡され、その財産を譲受人の滞納処分として差し押さえた場合には、その財産の譲渡により危険の著しい変更又は増加を生じない限り、商法第650条《保険の目的の譲渡》の規定により、保険契約に係る権利も譲渡されたものと推定されるため、その差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p> <p><u>（注） 保険に付された財産が、相続又は会社の合併若しくは分割による包括承継があった場合には、保険契約に係る権利も包括承継の対象となるため、差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p> <p><u>(2) 保険に付された財産を差し押さえ、法第53条第1項ただし書の通知をした後にその差押財産が譲渡された場合には、(1)と同様の理由でその財産の保険契約に係る権利も</u></p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(損害保険契約の継続と差押えの効力)</p> <p>12 保険事故の発生を見ないで保険期間が満了した場合において、保険証券を新たに発行せず、<u>損害保険契約継続証</u>を従来の保険証券に添付し、新証券として<u>損害保険契約</u>が継続されたときは、改めて法第 53 条第 1 項ただし書の差押えの通知をする必要はない（昭和 37.8.10 名古屋高判参照）。</p> <p>(共済の目的となっている財産の譲渡と差押えの効力)</p> <p>13 火災共済契約の目的となっている財産が譲渡された場合（相続又は会社の合併若しくは分割による場合を含む。）<u>におけるその財産に対する差押えの効力は、11 と同様である。</u></p> <p>14 <u>削除</u></p>	<p><u>譲渡されたものと推定されるが、(1)と同様、その権利の譲渡は差押えに対抗することができないため、差押えの効力は、その保険金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p> <p>(保険契約の継続と差押えの効力)</p> <p>12 保険事故の発生を見ないで保険期間が満了した場合において、保険証券を新たに発行せず、<u>保険契約継続証</u>を従来の保険証券に添付し、新証券として<u>保険契約</u>が継続されたときは、改めて法第 53 条第 1 項ただし書の差押えの通知をする必要はない（昭和 37.8.10 名古屋高判参照）。</p> <p>(共済の目的となっている財産の譲渡と差押えの効力)</p> <p>13 火災共済契約の目的となっている財産が譲渡された場合（相続又は会社の合併若しくは分割による場合を含む。）<u>においては、中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 4 《火災共済の目的の譲渡等》の規定により、譲受人は火災共済協同組合の承諾を得て、その目的となっている財産に関し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができるので、この場合の譲渡と差押えの効力との関係については、11 と同様である。</u></p> <p><u>なお、火災共済契約の目的となっている財産の譲受人が火災共済協同組合の組合員組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下 13 及び 14 において「組合員等」という。）でなくなった場合においても、火災共済契約期間内は、その契約につき組合員等の財産とみなされる（中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 4 第 1 項後段）。</u></p> <p><u>(被共済者が組合員等でなくなった場合の差押えの効力)</u></p> <p>14 <u>火災共済協同組合の組合員等が組合員等でなくなった場合において、その際締結されていた火災共済契約の目的となっている財産のうち、その組合員等でなくなったことにより組合員等の財産でなくなった財産があるときは、中小企業等協同組合法第 9 条の 7 の 4 第 3 項《火災共済の目的の譲渡等》の規定により、その財産に係る火災共済契約の期間内は、その契約につき組合員等の財産とみなされるので、差押えの効力は、その組合員等で</u></p>

「 国 税 徴 収 法 基 本 通 達 」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>保険又は共済の事故 (事故)</p> <p>15 法第 53 条第 2 項の「保険又は共済に係る事故」とは、保険者又は共済事業者が保険又は共済の目的物につき、<u>一定の偶然な事故</u>によって生ずる損害をてん補することを契約している場合において、その保険者又は共済事業者のてん補すべき義務を具体化させる事故をいう（<u>保険法第 2 条第 6 号、第 5 条参照</u>）。</p> <p>(注)1 保険事故と免責事由</p> <p>保険に係る事故については、それぞれの<u>損害保険契約</u>で約定されたところによるが、事故が生じても、<u>保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失</u>によって生じた<u>損害及び戦争その他の変乱</u>により生じた損害については、<u>保険法第 17 条第 1 項《保険者の免責》</u>の規定により、<u>保険者は損害をてん補義務を免れる</u>。</p> <p>なお、保険者は、普通保険約款に、免責される事故又は損害の態様を特約事項として定めることができる。</p> <p>2 共済事故</p> <p>共済に係る事故としては、火災共済協同組合が締結するものについては火災又は落雷等の偶然の事故、農業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故、水産業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故及び消費生活協同組合が締結するものについては規約に定める事故等がある（中小企業等協同組合法第 9</p>	<p><u>なくなった者の共済金の支払を受ける権利に及ぶ。</u></p> <p>保険又は共済の事故 (事故)</p> <p>15 法第 53 条第 2 項の「保険又は共済に係る事故」とは、保険者又は共済事業者が保険又は共済の目的につき、<u>偶然な一定の事故</u>によって生ずる損害をてん補することを契約している場合において、その保険者又は共済事業者のてん補すべき義務を具体化させる事故をいう（<u>商法第 629 条、第 642 条参照</u>）。</p> <p>(注)1 保険事故と免責事由</p> <p>保険に係る事故については、それぞれの保険契約で約定されたところによるが、事故が生じても、<u>それが次に掲げる原因</u>によるときは、保険者は損害をてん補義務を免れる。</p> <p>なお、保険者は、普通保険約款に、免責される事故又は損害の態様を特約事項として定めることができる。</p> <p>(1) <u>戦争その他の変乱</u>により生じた損害は、<u>商法第 640 条《保険者の法定免責事由》</u>の規定により、<u>特約がなければ、保険者はその損害をてん補する責めを負わないこと。</u></p> <p>(2) <u>保険の目的物の性質若しくは瑕疵、その自然の消耗又は保険契約者若しくは被保険者の悪意若しくは重大な過失</u>により生じた損害は、<u>商法第 641 条《保険者の法定免責事由》</u>の規定により、<u>保険者はその損害をてん補する責めを負わないこと。</u> <u>この場合においては、特約をもってこの損害のてん補を定めることができないこと。</u></p> <p>2 共済事故</p> <p>共済に係る事故としては、火災共済協同組合が締結するものについては火災又は落雷等の偶然の事故、農業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故、水産業協同組合が締結するものについては共済規程に定める事故及び消費生活協同組合が締結するものについては規約に定める事故等がある（中小企業等協同組合法第 9</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>条の7の2、農業協同組合法第11条の7、水産業協同組合法第15条の2、第96条第1項、<u>第100条の8</u>、消費生活協同組合法第26条の3参照)。</p> <p>参加差押え及び交付要求との関係 (参加差押え又は交付要求をした者への配当)</p> <p>20 徴収職員が、差押財産に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その差押財産につき、参加差押え又は交付要求がされていたときは、これらの参加差押え又は交付要求に係る国税、地方税又は公課に対しても配当する。</p> <p>なお、上記の場合においては、法第2章第2節《国税及び地方税の調整》の規定が適用される。</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て (金銭債権)</p> <p>1 法第57条第1項の「有価証券に係る金銭債権」とは、差し押さえた有価証券に基づいて行使することができる債権のうち、金銭の給付を目的とするものをいう。したがって、金銭の給付を目的とする債権以外の債権、例えば、物品の給付を目的とする債権を表彰する有価証券(倉庫証券等)については、取立てをしないで、直接その有価証券を換価に付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第60条関係 差し押さえた動産等の保管</p> <p>(滞納者及び占有する第三者以外の第三者の保管責任)</p> <p>4 法第60条第1項の第三者以外の第三者は、差押財産の保管について、特約のない限り、</p>	<p>条の7の2、農業協同組合法第11条の7、水産業協同組合法第15条の2、第96条第1項、<u>第100条の6</u>、消費生活協同組合法第26条の3参照)。</p> <p>参加差押え及び交付要求との関係 (参加差押え又は交付要求をした者への配当)</p> <p>20 徴収職員が、差押財産に係る保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その差押財産につき、参加差押え又は交付要求がされていたとき <u>(ただし、その差押財産について保険者又は共済事業者に参加差押え又は交付要求をした旨の通知がされている場合に限る。)</u> は、これらの参加差押え又は交付要求に係る国税、地方税又は公課に対しても配当する。</p> <p>なお、上記の場合においては、法第2章第2節《国税及び地方税の調整》の規定が適用される。</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て (金銭債権)</p> <p>1 法第57条第1項の「有価証券に係る金銭債権」とは、差し押さえた有価証券に基づいて行使することができる債権のうち、金銭の給付を目的とするものをいう。したがって、金銭の給付を目的とする債権以外の債権、例えば、物品の給付を目的とする債権を表彰する有価証券(倉庫証券等)については、<u>代位</u>取立てをしないで、直接その有価証券を換価に付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第60条関係 差し押さえた動産等の保管</p> <p>(滞納者及び占有する第三者以外の第三者の保管責任)</p> <p>4 法第60条第1項の第三者以外の第三者は、差押財産の保管について、特約のない限り、</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>次に掲げる注意義務を負い、故意に又はその注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を<u>滅失</u>し、亡失し、又はき損したときは、国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p> <p>(1) 無償で保管する場合 ((3)の場合を除く。)には、自己の財産におけると同一の注意をもって保管する義務 (民法第 659 条)</p> <p>(2) 有償で保管する場合には、善管注意義務 (民法第 400 条)</p> <p>(3) 保管者が倉庫業者その他営業の範囲内で保管する商人 (例えば、差押財産の運送を依頼した場合の運送人) である場合には、善管注意義務 (商法第 593 条、第 617 条、第 577 条、第 560 条参照)</p> <p style="text-align: center;">第 62 条関係 差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>(債権の範囲)</p> <p>25 差し押さえる債権の範囲は、原則として、その債権の全額である (法第 63 条)。 なお、雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社会保険制度に基づく診療報酬債権 (平成 17.12.6 <u>最高決</u>参照) 等の継続収入の債権については、法第 66 条《継続的な収入に対する差押の効力》の規定によりその差押えの効力は差押えに係る国税の額を限度として差押え後の収入すべき金額に及ぶことに留意する (第 66 条関係 1 参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 66 条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p> <p>継続的な収入</p> <p>1 法第 66 条の「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権」とは、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給料に係る債権 (法第 76 条第 1 項参照) 並びに継続的給付を目的とする契約関係から発生する収入を請求する権利、例えば、賃貸借契約に基づく地代、家賃の請求権、社会保険制度に基づく診療報酬債権 (平成 17.12.6 <u>最高決</u>参照) 等をいう。</p>	<p>次に掲げる注意義務を負い、故意に又はその注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を<u>滅失</u>し、亡失し、又はき損したときは、国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p> <p>(1) 無償で保管する場合 ((3)の場合を除く。)には、自己の財産におけると同一の注意をもって保管する義務 (民法第 659 条)</p> <p>(2) 有償で保管する場合には、善管注意義務 (民法第 400 条)</p> <p>(3) 保管者が倉庫業者その他営業の範囲内で保管する商人 (例えば、差押財産の運送を依頼した場合の運送人) である場合には、善管注意義務 (商法第 593 条、第 617 条、第 577 条、第 560 条参照)</p> <p style="text-align: center;">第 62 条関係 差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>(債権の範囲)</p> <p>25 差し押さえる債権の範囲は、原則として、その債権の全額である (法第 63 条)。 なお、雇用契約に基づく給料債権、賃貸借契約に基づく賃料債権、社会保険制度に基づく診療報酬債権 (平成 17.12.6 <u>最高判</u>参照) 等の継続収入の債権については、法第 66 条《継続的な収入に対する差押の効力》の規定によりその差押えの効力は差押えに係る国税の額を限度として差押え後の収入すべき金額に及ぶことに留意する (第 66 条関係 1 参照)。</p> <p style="text-align: center;">第 66 条関係 継続的な収入に対する差押えの効力</p> <p>継続的な収入</p> <p>1 法第 66 条の「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権」とは、給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給料に係る債権 (法第 76 条第 1 項参照) 並びに継続的給付を目的とする契約関係から発生する収入を請求する権利、例えば、賃貸借契約に基づく地代、家賃の請求権、社会保険制度に基づく診療報酬債権 (平成 17.12.6 <u>最高判</u>参照) 等をいう。</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>地上権</p> <p>8 1 の(2)に掲げる「地上権」とは、工作物（建物等を含む。）又は竹木を所有する目的のため他人の土地を使用する権利をいい（民法第 265 条）、所有すべき目的物のない土地の上にも設定することができ、また、地下又は空間について、その上下の範囲を限って設定することもできる（民法第 269 条の 2）。</p> <p>なお、農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の上の地上権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法第 3 条第 1 項）。</p> <p>（注） 地上権の処分の効力は、立木法による立木には及ばない（同法第 2 条第 3 項）。</p> <p style="text-align: center;">第 74 条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p> <p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第 74 条第 1 項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手續を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（持分会社を除く。）をいい、おおむね次に掲げるもの（以下第 74 条関係において「組合等」という。）である。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 漁業協同組合（水産業協同組合法第 26 条）、漁業生産組合（同法第 86 条第 1 項）、漁業協同組合連合会（同法第 92 条第 2 項）、水産加工業協同組合（同法第 96 条第 2 項）、水産加工業協同組合連合会（同法第 100 条第 2 項）及び共済水産業協同組合連合会（同法第 100 条の 8 第 2 項）</p> <p>(3)～(9) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 68 条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>地上権</p> <p>8 1 の(2)に掲げる「地上権」とは、工作物（建物等を含む。）又は竹木を所有する目的のため他人の土地を使用する権利をいい（民法第 265 条）、所有すべき目的物のない土地の上にも設定することができ、また、地下又は空間について、その上下の範囲を限って設定することもできる（民法第 269 条の 2）。</p> <p>なお、農地又は採草放牧地（以下第 68 条関係において「農地等」という。）の上の地上権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法第 3 条第 1 項）。</p> <p>（注） 地上権の処分の効力は、立木法による立木には及ばない（同法第 2 条第 3 項）。</p> <p style="text-align: center;">第 74 条関係 差し押さえた持分の払戻しの請求</p> <p>払戻し等の請求ができる組合等</p> <p>1 法第 74 条第 1 項の規定により持分の一部の払戻し等を請求できる法人は、組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手續を要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの（持分会社を除く。）をいい、おおむね次に掲げるもの（以下第 74 条関係において「組合等」という。）である。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 漁業協同組合（水産業協同組合法第 26 条）、漁業生産組合（同法第 86 条第 1 項）、漁業協同組合連合会（同法第 92 条第 2 項）、水産加工業協同組合（同法第 96 条第 2 項）、水産加工業協同組合連合会（同法第 100 条第 2 項）及び共済水産業協同組合連合会（同法第 100 条の 6 第 2 項）</p> <p>(3)～(9) （同左）</p>

「 国 税 徴 収 法 基 本 通 達 」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 75 条関係 一般の差押禁止財産</p> <p>(消防用の機械等)</p> <p>24 法第 75 条第 1 項第 13 号の「災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械」等とは、消防法第 17 条《学校等の消防用設備等の設置維持義務》の規定に基づく市町村条例等により学校、病院、工場、事業場、<u>興行場</u>、百貨店、旅館、飲食店、地下街等の防火対象物に備え付けなければならない消防自動車、消火器その他の消防用機械、器具又は避難器具、<u>鉱山保安法第 19 条《保安規程》</u>及び<u>鉱山保安法施行規則第 40 条《保安規程》</u>の規定により<u>鉱業権者</u>が定めた<u>保安規程</u>に基づき設備しなければならない各種<u>鉱山</u>の保安施設等をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>(更に換価に付しても入札又は買受申込みがないと認められる場合)</p> <p><u>6-2 差押財産について、次に掲げる要件のすべてに該当する場合において、更に換価に付しても入札又は買受申込みがないと認められるときは、法第 79 条第 1 項第 2 号に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 直前の見積価額の決定時点からその財産の価格を形成する要因に変化がなく、また、新たな要因がないと認められる場合等、その見積価額を変更する必要がないこと (第 107 条関係 1-2 参照)。</u></p> <p><u>(2) 原則として、複数回にわたって上記(1)の見積価額により換価に付していること。</u></p> <p>(適当な財産を提供した場合)</p> <p><u>8-2 法第 79 条第 2 項第 2 号の「適当な財産を提供した場合」とは、原則として、換価及び保管又は引揚げに便利な財産であって (第 47 条関係 17 参照)、その財産を換価した場合の換価代金から滞納国税の全額を徴収することができる財産 (第 78 条関係 1 参照) を提供した場合をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 75 条関係 一般の差押禁止財産</p> <p>(消防用の機械等)</p> <p>24 法第 75 条第 1 項第 13 号の「災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械」等とは、消防法第 17 条《学校等の消防用設備等の設置維持義務》の規定に基づく市町村条例等により学校、病院、工場、事業場、<u>興業場</u>、百貨店、旅館、飲食店、地下街等の防火対象物に備え付けなければならない消防自動車、消火器その他の消防用機械、器具又は避難器具、<u>鉱山保安法第 19 条《保安規程》</u>及び<u>鉱山保安法施行規則第 40 条《保安規程》</u>の規定により<u>鉱山業者</u>が定めた<u>保安規定</u>に基づき設備しなければならない各種<u>鉱山</u>の保安施設等をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 79 条関係 差押えの解除の要件</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>なお、差押財産を換価に付しても入札又は買受申込みがない場合等において、滞納者（譲渡担保権者及び物上保証人を含む。）がその差押財産を売却した代金（ただし、その差押財産の時価以上の金額である場合に限る。）のうちから、その売却代金を法第 128 条第 1 号《<u>配当すべき金銭</u>》の「<u>差押財産の売却代金</u>」とみなした場合における国税への配当が見込まれる額以上の金銭をもって滞納国税を納付し、かつ、徴収上弊害がないと認められるときは、その金銭の額が滞納国税に満たない場合であっても、法第 79 条第 2 項第 2 号に該当するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 89 条関係 換価する財産の範囲</p> <p>差押財産</p> <p>1 法第 89 条第 1 項の「差押財産」とは、差し押さえた財産のうち、次に掲げるものを除いた財産をいう。</p> <p>(1) 金銭及び債権</p> <p>(2) 法第 57 条第 1 項《有価証券に係る債権の取立て》の規定により取り立てる場合の有価証券</p> <p>(3) 法第 73 条第 5 項《差し押さえた債権の取立て等の準用》において準用する第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取り立てる場合の無体財産権等</p> <p><u>(4) 法第 73 条の 2 第 4 項《差し押さえた債権の取立ての準用》において準用する第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取り立てる場合の振替社債等</u></p> <p style="text-align: center;">第 91 条関係 自動車等の換価前の占有</p> <p>占有を要しない場合</p> <p>1 法第 91 条ただし書の「換価に支障がないと認められるとき」とは、自動車、建設機械又は小型船舶の評価、<u>買受けを希望する者（以下「買受希望者」という。）</u>の下見点検、売却決定後の引渡し等換価に伴う手続に支障がないと認められるときをいう。</p>	<p style="text-align: center;">第 89 条関係 換価する財産の範囲</p> <p>差押財産</p> <p>1 法第 89 条第 1 項の「差押財産」とは、差し押さえた財産のうち、次に掲げるものを除いた財産をいう。</p> <p>(1) 金銭及び債権</p> <p>(2) 法第 57 条第 1 項《有価証券に係る債権の取立て》の規定により取り立てる場合の有価証券</p> <p>(3) 法第 73 条第 5 項《差し押さえた債権の取立て等の準用》において準用する第 67 条第 1 項《差し押さえた債権の取立て》の規定により取り立てる場合の無体財産権等 (新設)</p> <p style="text-align: center;">第 91 条関係 自動車等の換価前の占有</p> <p>占有を要しない場合</p> <p>1 法第 91 条ただし書の「換価に支障がないと認められるとき」とは、自動車、建設機械又は小型船舶の評価、<u>買受けを希望する者</u>の下見点検、売却決定後の引渡し等換価に伴う手続に支障がないと認められるときをいう。</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p> <p>差押財産の修理等 (必要があると認めるとき)</p> <p>1 法第 93 条の「必要があると認めるとき」とは、修理等の処分をしなければ<u>買受希望者</u>がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき額が増加すると認められるとき等をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 公売公告</p> <p>公告をすべき事項 (公売財産の名称等)</p> <p>7 法第 95 条第 1 項第 1 号の「公売財産の名称、数量、性質及び所在」は、<u>買受希望者が</u>、公売財産を特定することができ、かつ、その現況を把握できる程度に記載する。したがって、例えば、建物につき登記簿上の表示と現況とに著しく差異のある場合には、登記簿上の表示のほか現況を併記する(昭和 51.8.30 名古屋高決、昭和 55.8.6 東京高決参照)。</p> <p>なお、工場抵当物件を一括して換価する場合には、公売公告に不動産の一筆ごとの表示とともに、動産である附属物件についても工場抵当法第 3 条《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の目録程度の明細を表示しなければならないことに留意する(昭和 33.5.24 最高判参照)。</p> <p>(その他の要件を必要とする場合)</p> <p>14 法第 95 条第 1 項第 7 号の「その他の要件を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合をいう(農地法第 3 条第 1 項、第 5 条、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項、漁業法第 26 条第 1 項、電気</p>	<p style="text-align: center;">第 93 条関係 修理等の処分</p> <p>差押財産の修理等 (必要があると認めるとき)</p> <p>1 法第 93 条の「必要があると認めるとき」とは、修理等の処分をしなければ<u>買受けを希望する者</u>がないと認められるとき、修理等の処分をすることによって滞納国税に充てるべき額が増加すると認められるとき等をいう。</p> <p style="text-align: center;">第 95 条関係 公売公告</p> <p>公告をすべき事項 (公売財産の名称等)</p> <p>7 法第 95 条第 1 項第 1 号の「公売財産の名称、数量、性質及び所在」は、<u>買受けを希望する者が</u>、公売財産を特定することができ、かつ、その現況を把握できる程度に記載する。したがって、例えば、建物につき登記簿上の表示と現況とに著しく差異のある場合には、登記簿上の表示のほか現況を併記する(昭和 51.8.30 名古屋高決、昭和 55.8.6 東京高決参照)。</p> <p>なお、工場抵当物件を一括して換価する場合には、公売公告に不動産の一筆ごとの表示とともに、動産である附属物件についても工場抵当法第 3 条《<u>抵当権の目的物の目録</u>》の目録程度の明細を表示しなければならないことに留意する(昭和 33.5.24 最高判参照)。</p> <p>(その他の要件を必要とする場合)</p> <p>14 法第 95 条第 1 項第 7 号の「その他の要件を必要とするとき」とは、公売財産を買い受けるために、関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合をいう(農地法第 3 条第 1 項、第 5 条、<u>第 73 条第 1 項</u>、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項、漁業法第 26</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>通信事業法附則第9条第1項、旧公衆電気通信法第38条第1項等)。例えば、農地又は採草放牧地の公売については、農業委員会、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けることが必要となる。</p> <p>(重要と認められる事項)</p> <p>17 法第95条第1項第9号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第116条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項(農地法第3条第7項、第5条第1項、鉱業法第60条、特許法第98条第1項、実用新案法第26条、意匠法第36条等)</p> <p>(4)~(17) (省略)</p> <p>(適当な場所)</p> <p>20 法第95条第2項の「他の適当な場所」とは、公売財産の所在する市町村の役場の掲示場、その他公売財産につき買受希望者となることが見込まれる者が集合する場所等公売することを公衆に知らせるのに適当と税務署長が認める場所をいう。</p> <p>(その他の方法)</p> <p>21 第95条第2項の「その他の方法」とは、公売財産につき買受希望者となることが見込まれる者に知らせるのに適する新聞等(日刊新聞紙、業界新聞紙、地方公共団体の広報紙等)に掲載すること、インターネットを利用すること等買受希望者を募るのに適した方法をいう。この場合においては、その紙面等に公売公告の概要を掲げ、「その他の公告事項は税務署等の掲示場に掲示してある」旨の案内を付記することとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p>	<p>条第1項、電気通信事業法附則第9条第1項、旧公衆電気通信法第38条第1項等)。例えば、農地又は採草放牧地の公売については、農業委員会、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けることが必要となる。</p> <p>(重要と認められる事項)</p> <p>17 法第95条第1項第9号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第116条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項(農地法第3条第4項、第5条第1項、<u>第73条第3項</u>、鉱業法第60条、特許法第98条第1項、実用新案法第26条、意匠法第36条等)</p> <p>(4)~(17) (同左)</p> <p>(適当な場所)</p> <p>20 法第95条第2項の「他の適当な場所」とは、公売財産の所在する市町村の役場の掲示場、その他公売財産につき<u>買受けを希望すると認められる者</u>が集合する場所等公売することを公衆に知らせるのに適当と税務署長が認める場所をいう。</p> <p>(その他の方法)</p> <p>21 第95条第2項の「その他の方法」とは、公売財産につき<u>買受けを希望すると思われる者</u>に知らせるのに適する新聞等(日刊新聞紙、業界新聞紙、地方公共団体の広報紙等)に掲載すること、インターネットを利用すること等<u>買受けを希望する者</u>を募るのに適した方法をいう。この場合においては、その紙面等に公売公告の概要を掲げ、「その他の公告事項は税務署等の掲示場に掲示してある」旨の案内を付記することとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第96条関係 公売の通知</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>質権者等に対する公売の通知 (公売の通知)</p> <p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第95条第1項各号(第8号を除く。)に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない(法第96条第1項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1) 滞納者(譲渡担保権者及び物上保証人を含む。)</p> <p>(2) 公売財産につき交付要求をした者</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者</p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p>	<p>質権者等に対する公売の通知 (公売の通知)</p> <p>1 税務署長は、公売公告をしたときは、法第95条第1項各号(第8号を除く。)に掲げる事項及び公売に係る国税の額を次に掲げる者に通知しなければならない(法第96条第1項)。この書面の様式は、別に定めるところによる。</p> <p>(1) 滞納者</p> <p>(2) 公売財産につき交付要求をした者</p> <p>(3) 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者のうち知れている者</p> <p style="text-align: center;">第98条関係 見積価額の決定</p>
<p>見積価額の決定 (見積価額の意義)</p> <p>1 法第98条の「見積価額」は、<u>著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額による売却を保障するため、公売財産の売却価額の最低額としての機能を有するものであって(法第104条第1項参照)、財産の公売に当たって税務署長が決定する。この場合において、見積価額は、まず公売財産の時価に相当する価額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいい、以下第98条関係において「基準価額」という。)を求めた上で、公売の特殊性を考慮した減価(以下第98条関係において「公売特殊性減価」という。)をその基準価額から控除して決定する。ただし、買受人に対抗することができる公売財産上の負担があるときは、その負担に係る金額を更に控除して決定する(第95条関係17(3)参照)。</u></p> <p>なお、次のことに留意する。</p> <p>(1) <u>上記の「基準価額」は、公売財産を直ちに売却する場合に想定される現在価値であつて、その財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価(以下「市</u></p>	<p>見積価額の意義</p> <p>1 法第98条の「見積価額」とは、<u>財産の公売に際し、税務署長が公売財産の客観的な時価(消費税及び地方消費税相当額を含んだ価額をいう。)を基準とし、公売の特殊性を考慮して見積った価額をいい、公売財産の最低公売価額としての意義を有する(法第104条第1項参照)。</u></p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>場性減価」という。)を適切に反映させたものとする。</u></p> <p><u>(2) 上記の「公売特殊性減価」は、公売には通常の売買と異なることによる特有の不利な要因として、次に掲げるような公売の特殊性があることから、基準価額のおおむね 30% 程度の範囲内で減価を行うこと(平成 5.8.31 東京地判、平成 6.2.28 東京地判、平成 9.7.11 東京高決、平成 10.2.16 東京高判参照)。</u></p> <p><u>イ 公売財産は、滞納処分のために強制的に売却されるため、いわば因縁付財産であり、買受希望者にとって心理的な抵抗感があること。</u></p> <p><u>ロ 公売財産の買受人は、瑕疵担保責任(民法第 570 条)を追及することができず、また、原則として買受け後の解約、返品、取替えをすることができない上、その財産の品質、機能等について買受け後の保証がなく、税務署長は公売した不動産について引渡義務を負わないほか、公売手続に違法があった場合は一方的に売却決定が取り消されること。</u></p> <p><u>ハ 公売の日時及び場所等の条件が一方的に決定され、買受希望者は原則として建物についてその内部を事前に確認することができないなど公売財産に関する情報は限定され、公売の開始から買受代金の納付に至るまでの買受手続が通常の売買に比べて煩雑であり、また、買受代金は、その全額を短期間に納付する必要があること。</u></p> <p><u>(公売財産の評価)</u></p> <p><u>1-2 公売財産の評価に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 公売財産の評価に当たっては、例えば、不動産の地目、地積、種類、構造、床面積等について現況と登記簿上の表示が異なる場合であっても、現況のまま行うこと。この場合において、公売によって消滅又は新たに成立する権利があるとき(法第 125 条、第 127 条等参照)は、これを適切に考慮して行うこと。</u></p> <p><u>(2) 公売財産の評価は、市場性、費用性、収益性その他の公売財産の価格を形成する要因を適切に考慮して行うこと。</u></p> <p><u>(3) 公売財産の評価は、公売によって滞納者の財産を強制的に売却するための評価であることを考慮して行うこと。</u></p>	<p>(新設)</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(鑑定人に対する評価の委託)</u> <u>2-2 法 98 条の規定に基づき鑑定人に公売財産の評価を委託する場合には、市場性減価を適切に反映させた基準価額を求めることに留意する。</u></p> <p>第 107 条関係 再公売</p> <p><u>(見積価額の変更)</u> <u>1-2 法第 107 条第 2 項の「見積価額の変更」は、直前の見積価額の決定時点から公売財産の価格を形成する要因に変化があると認められる場合、新たな要因がじ後に判明した場合等、その直前の見積価額により公売することが適当でないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p><u>なお、公売に付しても入札者等がない事実は、その公売財産の市場性が劣ることを示す合理的な理由の一つであることから、必要があると認めるときは、市場性減価を見直して見積価額の変更を行うものとする。</u></p> <p>第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義 1 法第 109 条の「随意契約」とは、差押財産の換価に当たり、入札又は競り売りの方法によることなく、税務署長が、買受人及び価額を決定して売却する契約をいう。 (注) <u>広告によって行う随意契約 (広告随契)</u> による売却とは、法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で一定の期間内に差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初に買受申込みをした者に売却する方法である。</p>	<p>(新設)</p> <p>第 107 条関係 再公売</p> <p>(新設)</p> <p>第 109 条関係 随意契約による売却</p> <p>随意契約の意義 1 法第 109 条の「随意契約」とは、差押財産の換価に当たり、入札又は競り売りの方法によることなく、税務署長が、買受人及び価額を決定して売却する契約をいう。 (注) <u>広告随契による売却</u> <u>広告随契</u>による売却とは、法第 109 条第 1 項第 3 号に該当する場合の随意契約による売却の一方法として、直前の公売における見積価額以上の価額で一定の期間内に差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初に買受申込みをした者に売却する方法である。</p>

「国 税 徴 収 法 基 本 通 達」 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 110 条関係 国による買入れ</p> <p>農地法等との関係</p> <p>1 国が農地法第 <u>23</u> 条《公売の特例》の規定により行う農地等の買収、国債証券買入銷却法第 1 条及び第 3 条《買入れ銷却》の規定により行う国債の買入しょう（銷）却等は、それぞれの法律の規定により行うものであって、法第 110 条の規定により行うものではない。</p> <p style="text-align: center;">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第 116 条第 1 項）。</p> <p>なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可）（農地法第 3 条第 1 項、<u>第 7 項</u>）</p> <p>(7) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>滞納者への交付等 (滞納者への交付等)</p> <p>6 法第 129 条第 3 項の規定により、滞納者に残余の金銭を交付する場合には、次のこと</p>	<p style="text-align: center;">第 110 条関係 国による買入れ</p> <p>農地法等との関係</p> <p>1 国が農地法第 <u>34</u> 条《公売の特例》の規定により行う農地等の買収、国債証券買入銷却法第 1 条及び第 3 条《買入れ銷却》の規定により行う国債の買入しょう（銷）却等は、それぞれの法律の規定により行うものであって、法第 110 条の規定により行うものではない。</p> <p style="text-align: center;">第 116 条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第 116 条第 1 項）。</p> <p>なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可）（農地法第 3 条第 1 項、<u>第 4 項</u>）</p> <p>(7) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 129 条関係 配当の原則</p> <p>滞納者への交付等 (滞納者への交付等)</p> <p>6 法第 129 条第 3 項の規定により、滞納者に残余の金銭を交付する場合には、次のこと</p>

「国税徴収法基本通達」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>に留意する。</p> <p>(1) 換価した財産が譲渡担保財産又は物上保証に係るものである場合は、<u>配当した金銭の残余は、譲渡担保権者又は差押え時における担保物の所有者に交付する。</u></p> <p>(2) 差押財産が、差押え後に譲渡された場合において、<u>配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、差押え時の所有者である滞納者に交付する</u>（法第 129 条第 3 項、昭和 35.1.29 大阪高判参照）。</p> <p>(3) <u>保険法第 60 条第 2 項又は第 89 条第 2 項に基づき介入権者から解約返戻金に相当する金額の支払を受けた場合において、配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 187 条関係 （滞納処分免脱罪）</p> <p>犯罪の成立 （滞納処分の執行を免れる目的）</p> <p>2 法第 187 条第 1 項の「<u>滞納処分の執行を免れる目的</u>」とは、滞納処分の執行の実益をなくそうとする意図をいう。</p> <p>犯罪行為の態様 （隠ぺい）</p> <p>4 法第 187 条第 1 項の「<u>隠ぺい</u>」とは、財産についての偽装売買、偽装贈与、財産の隠匿等によって、徴収職員による財産の発見を困難にさせる行為をいう。</p> <p>公訴時効</p> <p>13 法第 187 条に規定する犯罪の公訴時効は、犯罪行為が終わった時から 3 年を経過することによって完成する（刑事訴訟法第 250 条第 2 項第 6 号、第 253 条参照）。</p>	<p>に留意する。</p> <p>(1) 換価した財産が譲渡担保財産又は物上保証に係るものである場合は、<u>配当した金銭の残余は、譲渡担保権者又は差押え時における担保物の所有者に交付する。</u></p> <p>(2) 差押財産が、差押え後に譲渡された場合において、<u>配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、差押え時の所有者である滞納者に交付するものとする</u>（法第 129 条第 3 項、昭和 35.1.29 大阪高判参照）。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第 187 条関係 （滞納処分免脱罪）</p> <p>犯罪の成立 （滞納処分の執行を免れる目的）</p> <p>2 法第 187 条第 1 項の「<u>滞納処分の執行を免かれる目的</u>」とは、滞納処分の執行の実益をなくそうとする意図をいう。</p> <p>犯罪行為の態様 （隠ぺい）</p> <p>4 法第 187 条第 1 項の「<u>隠蔽</u>」とは、財産についての偽装売買、偽装贈与、財産の隠匿等によって、徴収職員による財産の発見を困難にさせる行為をいう。</p> <p>公訴時効</p> <p>13 法第 187 条に規定する犯罪の公訴時効は、犯罪行為が終わった時から 3 年を経過することによって完成する（刑事訴訟法第 250 条第 6 号、第 253 条参照）。</p>